

平成 30 年 6 月 25 日

近森会健康保険組合 加入者 各位

近森会健康保険組合

『医療費のお知らせ』の取扱いについて

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、包括的な同意でよいとされています。

当健保組合においては、医療費通知を世帯分まとめて被保険者に通知していることから第三者提供に該当し、本人の同意があらかじめ必要となりますが、包括的な同意をいただいたものとして発行します。

なお、上記の件につきましては、被保険者本人だけでなく被扶養者ご家族の同意も要します。同意されない方につきましては当健保組合までお申し出ください。同意については、申し出により、いつでも変更することができます。

個人情報ご相談窓口
電話 088-822-5266